

随意契約及び比較見積省略理由書

本工事は、大阪府が行う性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター事業を大阪府こころの健康総合センター内で行うため、既存の執務室をワンストップ支援センター事業に必要な改修を実施するものである。

性犯罪・性暴力を受けた被害者、家族等の深刻な影響に対する支援を行うため、府内では、唯一のワンストップ支援センターとして、性暴力救援センター・大阪 SACHICO（以下「SACHICO」という。）が、令和6年度までは、府の交付金により、団体主導で活動を行っていた。

一方、SACHICOについては、府の交付金だけでは運営費が賄えないことや、活動拠点である阪南中央病院の医師の負担軽減から協力が得られにくくなり、診療が提供できないことや、令和7年3月末の賃貸借契約の満了とともに退去の申入れを受けたこと等から、団体の存続や事業の継続が困難な状況となっていた。

府内唯一のワンストップ支援センターである SACHICO の存続は、性犯罪・性暴力被害者の生命、心身に関わる重要な事項であり、府としても緊急的に対応する必要があることから、令和7年2月14日の大阪府戦略本部会議において、令和7年度から府の責務として SACHICO に事業を委託し、主体的に運営するとともに、大阪府こころの健康総合センターを移転先として決定した。

その後、SACHICO、こころの健康総合センター、関係部局等とも早急に協議・調整を進め、事業に必要な改修工事内容が4月当初に決定した。

性犯罪・性暴力被害者の生命等にも関わることから、一刻も早い SACHICO の移転や、活動再開に向け、府としても緊急的に、こころの健康総合センターの改修工事を行う必要がある。そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定により随意契約するものとし、大阪府財務規則第62条及び同規則の運用第62条関係第2項第10号の規定に基づき、比較見積を省略する。